7　指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。

8　農林水産大臣は、指定市町村が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

9　第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは「当該指定の取消しに係る指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。第六項において同じ。）」と、第四項中「、告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の長」とあり、及び「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

10　指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11　前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（意見代表等の事業を行う農業協同組合連合会の意見の聴取）

2　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（同条第五項第三号及び第四号に掲げる事業を行うものに限る。）が法第九条第一項の農業振興地域整備計画に係る農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする場合における第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び附則第二項に規定する農業協同組合連合会」とする。

附則第三項を削る。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（関係農業委員会等の意見の聴取）」に改め、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。）」に改め、「市町村長」の下に「。以下この条において「関係農業委員会等」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2　関係農業委員会等は、前項の規定により意見を述べようとするとき（法第五条第七項（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る法第五条第三項第二号の土地又は法第七条第五項（法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る法第七条第三項第二号の土地のうち、法第五条第三項又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超えるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3　前項に規定するもののほか、関係農業委員会等は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

（地方財政法施行令の一部改正）

第四条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「第十条の四第八号」を「第十条の四第七号」に改め、同条各号を次のように改める。

一　農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の農業委員会の許可に要する経費

二　農地の転用についての農地法第四条第一項の都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。次号において同じ。）の許可に要する経費

三　農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての農地法第五条第一項の都道府県知事等の許可に要する経費

四　農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての農地法第十八条第一項の都道府県知事の許可に要する経費

五　土地の状況等に関する農地法第五十条の農業委員会の報告に要する経費

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に第二条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律施行令第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、第二条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律施行令（次項において「新農振法施行令」という。）第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により同条第一項第一号の都道府県機構が述べた意見とみなす。

2　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第十二条に規定する存続都道府県中央会に対する新農振法施行令第五条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項中「第四十三条第二項各号」を「第三十六条第二項各号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第七条第四項」を「第三条第二項」に、「都道府県」を「市町村（指定市町村に限る。）」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項第三号中「第七条第五項（第十五条第二項」を「第九条第三項（同条第九項」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、「（意見を付する事務に限る。）」を削り、同項第四号中「第十五条第二項において準用する第七条第四項」を「第十条第二項」に、「都道府県」を「市町村（指定市町村に限る。）」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第九条第七項の規定により指定市町村が処理することとされている事務

別表第一農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項に次の一号を加える。

六　第二十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

別表第二農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項第一号を削り、同項第二号中「第九条第二項」を「第三条第二項」に改め、「市町村」の下に「（指定市町村を除く。）」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に改め、「市町村」の下に「（指定市町村を除く。）」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第二号とする。